



### 少額債権における債権保全について



売掛金の回収ができない。  
相手とも連絡が取れないし、どうしよう・・・。

こんな時、事前に**債権保全**の手段を取っておくと  
回収できることがあります。**債権保全**とは、万が一

相手方に信用不安が発生した場合に、債権の未回収を防ぐ取り組みをいいます。

少額債権の債権保全では、やはりコストがかけられないというハードルがあるため、高額の債権でよく行われる抵当権の設定などの債権保全手法は行いにくいといえます。

では、少額債権の債権保全はどのようにすればよいのでしょうか？

### 債権保全手法のご紹介

そこで、筆者がよく用いる債権保全手法をご紹介します。

#### 1 取引条件の見直し

取引条件を見直すというのも一つの選択肢です。例えば、代金を前払いにしてしまえば、理屈上では未回収は発生しないこととなります。高額の取引の場合には、相手方の資金繰り等の兼ね合いもあり、支払期限が商品販売の2か月後、3か月後ということもあると思います。しかしながら、その社内で取り決まっている取引条件はどこまで順守する必要があるものなのでしょうか。おそらく過去の慣例でなんとなく取引条件が決まっていることが多いのではないのでしょうか。少額債権の場合には、相手方の負担も少ないわけですから、見直しを行うのも効果的な債権保全の手段です。

オススメの手法です。  
ぜひ、ご検討ください！



#### 2 連帯保証

高額の債権の場合、連帯保証は取得しても連帯保証人が支払いできるだけの資産を持っていることが少ないため、効果が低いのではないかと指摘されることが多いと思います。しかし、少額の債権の場合には、非常に効果的な債権保全手法です。連帯保証は、口頭の合意では成立しませんが（民法446条）、契約書さえ用意すれば取得することができます。現状では、必ずしも公正証書による必要はないため、ローコストで獲得することができるのです。また、少額債権の場合は、連帯保証人としてもなんとか支払いをしようとする傾向があります。読者の方も、仮に連帯保証人として1000万円請求されたら支払いを諦めてしまうかも知れませんが、20万円の請求ならなんとか支払いをして、丸く収めようと思うのではないのでしょうか。

### 連帯保証獲得に向けて

連帯保証を獲得するためには、使用しやすい書式を整えておくのがポイントです。連帯保証を取得するには、タイミングが大切です。連帯保証人となる人の気持ちが変わらないうちに、速やかに取得しなければなりません。誰でも使用できるように平易な表現で備えておくようにしましょう。

なお、保証については、日本商工会議所と全国銀行協会が中心となって設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」が発表した、「経営者保証に関するガイドライン」において、安易な経営者保証等の取得について制限を行うガイドラインが発表されたほか、債権法改正においても様々な制約が検討されるなど、今後の動向に注目しておく必要があることを覚えておいてください。

※現在未収金回収についてのノウハウを満載した、司法書士法人F&Partners作成の「未収金回収バイブル」を無料にて差し上げています。ご望者の方は、当事務所サイト<http://www.mishukin.com/contact/>からお問合せいただくか、フリーダイヤル0120-065-711までご連絡ください。